

審 査 基 準

令和 7 年 1 1 月 2 8 日作成

法 令 名	風俗営業等適正化法
根 拠 条 項	第 3 1 条の 2 3 において準用する第 9 条第 4 項
処 分 の 概 要	許可証の書換え
原 権 者 (委 任 先)	埼玉県公安委員会
法 令 の 定 め	風俗営業等適正化法第 3 1 条の 2 3 において準用する第 5 条第 1 項（許可の申請）、第 3 1 条の 2 3 で準用する第 9 条第 3 項第 1 号（許可証の記載事項の変更の届出）、第 3 1 条の 2 3 において準用する第 9 条第 4 項（許可証の書換え） 風俗営業等適正化法施行規則第 1 条（書換え申請書の提出）、第 9 0 条において準用する第 1 7 条（許可証の書換え手続）
審 査 基 準	
標 準 処 理 基 準	1 4 日間
申 請 先	申請に係る営業所の所在地を管轄する警察署の生活安全課
問 い 合 わ せ 先	申請に係る警察署の生活安全課
備 考	